

産業厚生常任委員会資料

平成30年 3 月 5 日

福祉部 社会福祉課

1. 加東市障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について

加東市障害者基本計画・
第5期障害福祉計画・
第1期障害児福祉計画

2018（平成30）年3月

加東市

「障害」の表記について

「障害」の表記については、法令等では当面「障害」が使用されることから、本計画においては漢字表記とすることが、本計画の策定に当たっての検討を行った加東市障害者支援地域協議会で決定されました。

目 次

第1部 計画の基本的な考え方	1
第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	3
5. 計画の対象	4
第2章 本市の障害者を取り巻く状況	5
1. 人口等の状況	5
2. 障害者の状況	6
3. 就学等の状況	12
4. 雇用・就労の状況	15
5. アンケート調査からみた障害者の状況	16
6. 関係機関への調査による現状と課題	39
7. 障害福祉サービス利用状況	43
8. 障害者（児）福祉を取り巻く課題	44
第2部 障害者基本計画	49
第1章 計画の基本方針	49
1. 計画の基本理念	49
2. 基本的な視点	49
3. 基本目標	50
4. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進	51
5. 計画の施策体系	52
第2章 施策の展開	53
1. とともに育ち、ともに学ぶために ～インクルーシブ教育の推進～	53
2. 生きがいを持って働くために ～雇用・就労支援～	57
3. すこやかな暮らしのために ～保健・医療の充実～	60
4. 自立した生活をおくるために ～福祉サービスの充実～	63
5. 安全で快適な暮らしのために ～福祉のまちづくり～	70
6. 共感しあえる地域づくりのために～人権尊重のまちづくり～	73
第3部 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	77
第1章 計画の方向性	77
1. 計画の目的	77
2. 計画の基本理念	77
第2章 成果目標と取組指標	78
1. 成果目標	78

2. 取組指標.....	81
第3章 障害福祉サービスの整備.....	83
1. 障害支援区分の認定状況.....	83
2. 障害福祉サービスの実績と見込み.....	84
第4章 地域生活支援事業の整備.....	91
1. 必須事業の実績と見込み.....	91
2. 任意事業の実績と見込み.....	95
第5章 障害児通所支援等の整備.....	99
1. 障害児通所支援等の実績と見込み.....	99
第4部 計画の推進と評価.....	101
第1章 計画の推進に向けて.....	101
1. 進行管理体制の確立.....	101
2. 計画の点検・評価の方策.....	101
3. 地域での障害者理解を深めるための啓発と協力体制の構築.....	101
4. 北播磨圏域での連携の方策.....	101
資料編.....	103
1. 本計画策定の経過.....	104
2. 加東市障害者支援地域協議会委員.....	105
3. 加東市障害者支援地域協議会設置要綱.....	106

第 1 部 計画の基本的な考え方

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本市においては、「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」を基本理念として、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方のもと、2012（平成24）年3月に「加東市障害者基本計画及び第3期障害福祉計画」、2015（平成27）年3月に「加東市第4期障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めるとともに、さまざまな分野におよぶ障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

国においては、2012（平成24）年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、2013（平成25）年4月には障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」として改正施行されました。

また、2014（平成26）年1月には国際連合の「障害者権利条約」が正式に国内で批准され、我が国には、締約国として障害者の権利の実現のためのさまざまな措置が求められることとなりました。

さらに、2016（平成28）年4月には障害者に対する差別の禁止や合理的配慮等を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」及び「改正障害者雇用促進法」が施行されるなど、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という理念に基づいた法律の改正、施行が進められています。

このたび、「加東市障害者基本計画」及び「加東市第4期障害福祉計画」の計画期間が2017（平成29）年度で終了し、また、児童福祉法の改正により、新たに「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、これまでの障害福祉施策の取組や実績を評価・検証し、多様化する障害のある人やその家族のニーズに対応するとともに、法制度の変化に的確に対応し、障害のある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障害の有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向けて、「加東市障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

（1）法的な位置づけ

本計画は、「加東市障害者基本計画」「第5期加東市障害福祉計画」「第1期加東市障害児福祉計画」で構成します。

「加東市障害者基本計画」

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者基本計画」として策定し、障害者施策全般に関わる基本理念や基本方針、目標を定める計画です。

「第5期加東市障害福祉計画」

障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定し、国・県の基本指針に則して障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関わる計画で、3年を1期として定めることとされています。

「第1期加東市障害児福祉計画」

児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項並びに各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等を定める計画です。

(2) 市の計画における位置づけ

本計画は、まちづくりの総合的な指針である「第2次加東市総合計画」の個別計画として位置付けます。

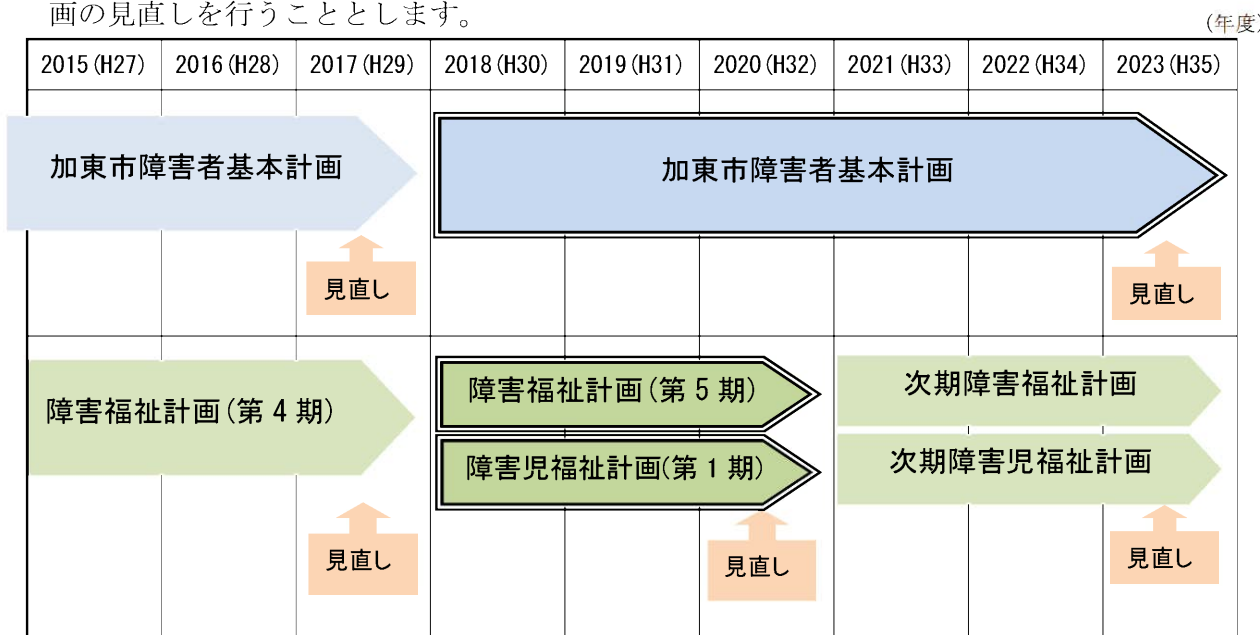
また、加東市地域福祉計画や他の関連する個別計画及び国、県の関連する計画との整合性を保つものとします。

3. 計画の期間

本計画の計画期間について、「加東市障害者基本計画」は、本市の障害者保健福祉の大きな方向性を示すものであるため、前計画と同様に6年間の計画とします。「第5期加東市障害福祉計画」は、前計画と同様に3年間の計画とし、「第1期加東市障害児福祉計画」についても「第5期加東市障害福祉計画」と一体のものとして策定することから、同じく3年間の計画とします。

「第2次加東市総合計画」の基本計画期間は5年間であるため、今後の見直し時期にずれが生じますが、法定で3年と期間が規定されている障害福祉計画を障害者基本計画の中間報告と位置付けて評価を行うこととし、障害者基本計画は6年間としました。

また、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などに対しては、必要があれば適宜計画の見直しを行うこととします。



4. 計画の策定体制

(1) 障害者（児）実態調査の実施

本計画の策定に当たり、障害者の実態やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするために、市内に現住所のある障害者（児）を対象に、アンケート調査を実施しました。

■アンケート調査Ⅰ

① 調査対象

本市在住の身体障害者福祉手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の所持者から無作為抽出

② 調査方法及び調査時期

調査方法は、郵送による配付、回収

調査時期は、2017（平成 29）年 2 月 1 日から 2017（平成 29）年 2 月 17 日まで

③ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
900	428	47.6%

■アンケート調査Ⅱ

① 調査対象

本市在住の 18 歳未満の児童で、身体障害者福祉手帳又は療育手帳を所持し、又は障害福祉サービス又は障害児通所支援等のサービスを利用し、若しくはサポートファイルを作成している児童の保護者

② 調査方法及び調査時期

調査方法は、郵送による配付、回収

調査時期は、2017（平成 29）年 10 月 11 日から 2017（平成 29）年 10 月 20 日まで

③ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
349	114	32.7%

(2) 関係機関への調査の実施

本計画の策定に当たり、本市及び北播磨圏域における障害者支援の現状や今後の課題を把握するために、障害者支援団体、障害福祉サービス事業者、学校等関係機関を対象に、調査を実施しました。

① 調査対象

1. 市内の障害者団体（当事者・保護者・ボランティア等の団体）
2. 本市在住の児童・生徒が在籍する認定こども園、小・中学校、特別支援学校等
3. 本市が支給決定した受給者が利用している北播磨圏域の障害福祉サービス事業所

② 調査方法及び調査時期

調査方法は、郵送による配付、回収

調査時期は、2017（平成 29）年 10 月 11 日から 2017（平成 29）年 10 月 20 日まで

③ 回収状況

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
団体等	6	5	83.3%
学校・園	36	30	83.3%
事業所	41	28	68.3%

（３）障害者支援地域協議会での審議

本計画の策定に当たり、学識経験者、行政関係者、各種団体代表者等で構成する「加東市障害者支援地域協議会」において、今後の障害者福祉施策等の在り方について協議し、広い視野からの検討審議を受けて、計画案を取りまとめました。

（４）パブリックコメントの実施

本計画に幅広く市民の意見を反映するために、計画案の内容等を広く公表するパブリックコメントを実施しました。実施期間は 2017（平成 29）年 12 月 20 日から 2018（平成 30）年 1 月 19 日までで、寄せられた意見を踏まえて最終的な計画案の取りまとめを行いました。

5. 計画の対象

本計画における「障害者」「障害のある人」とは、手帳保持の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために、日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人（障害者基本法第 2 条第 1 項）を計画の対象とします。

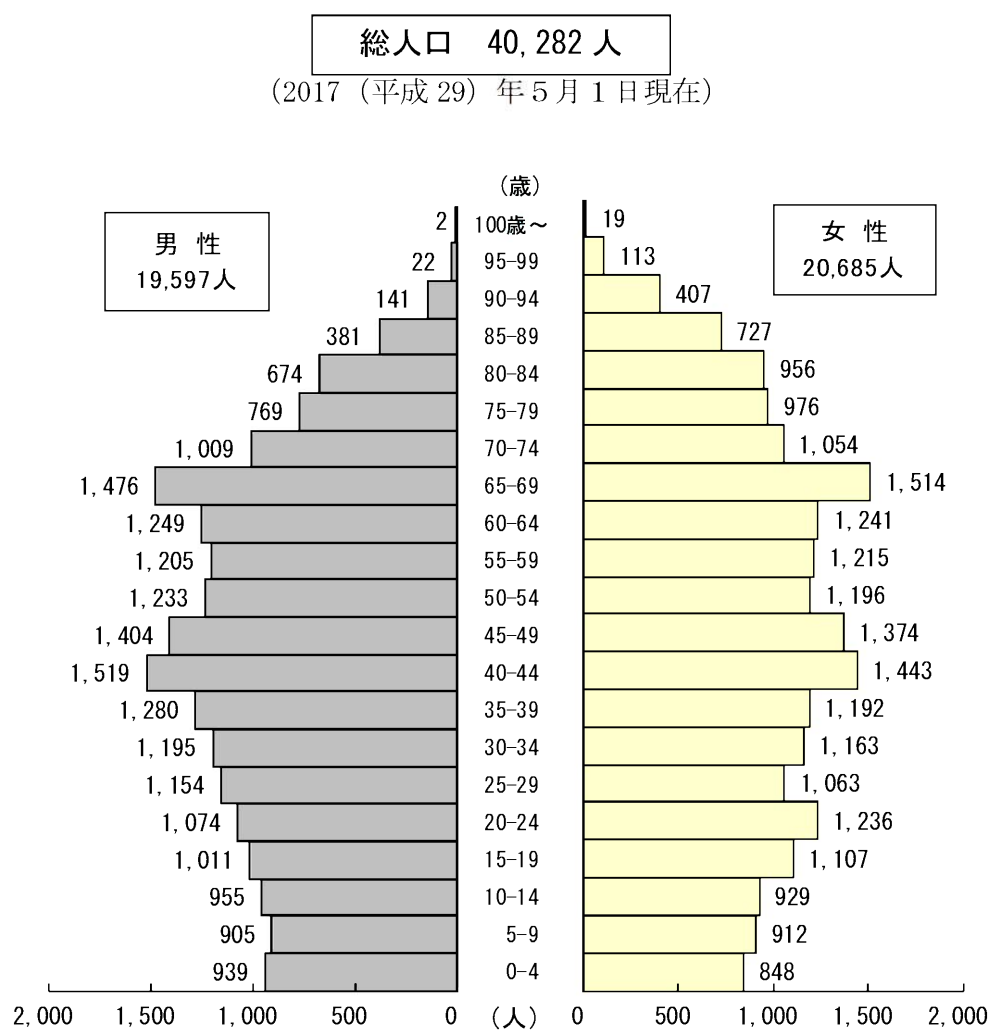
第2章 本市の障害者を取り巻く状況

1. 人口等の状況

○人口構成

2017（平成29）年5月1日現在の本市の総人口は、男性は19,597人、女性は20,685人で合計40,282人となっています。

年齢構成をみると、男女とも「40～44歳」と「65～69歳」の階層がやや多くなっています。



資料：加東市住民基本台帳

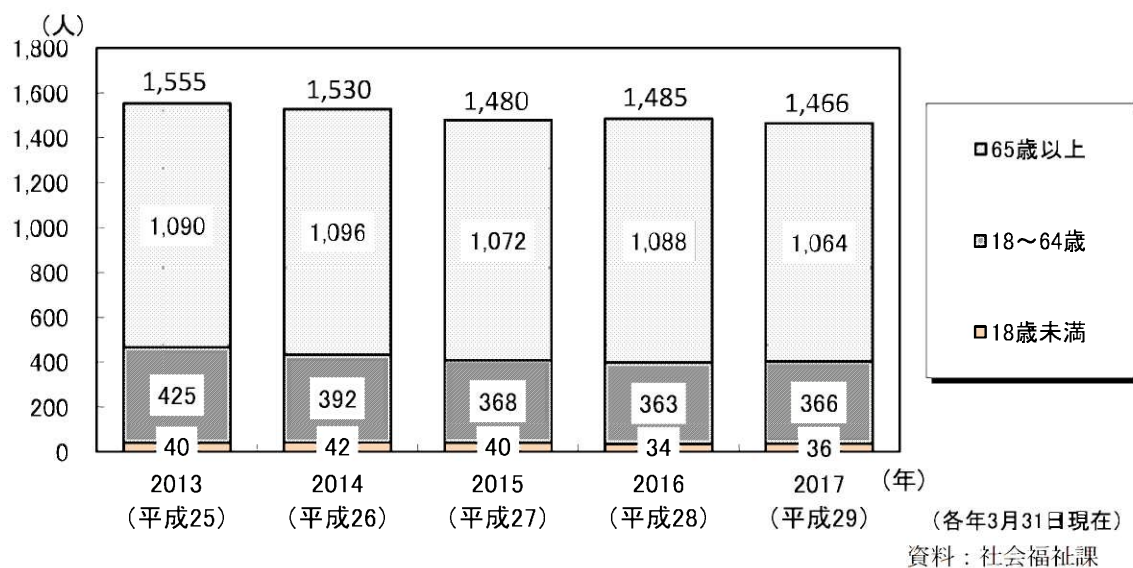
2. 障害者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

①年齢階層別

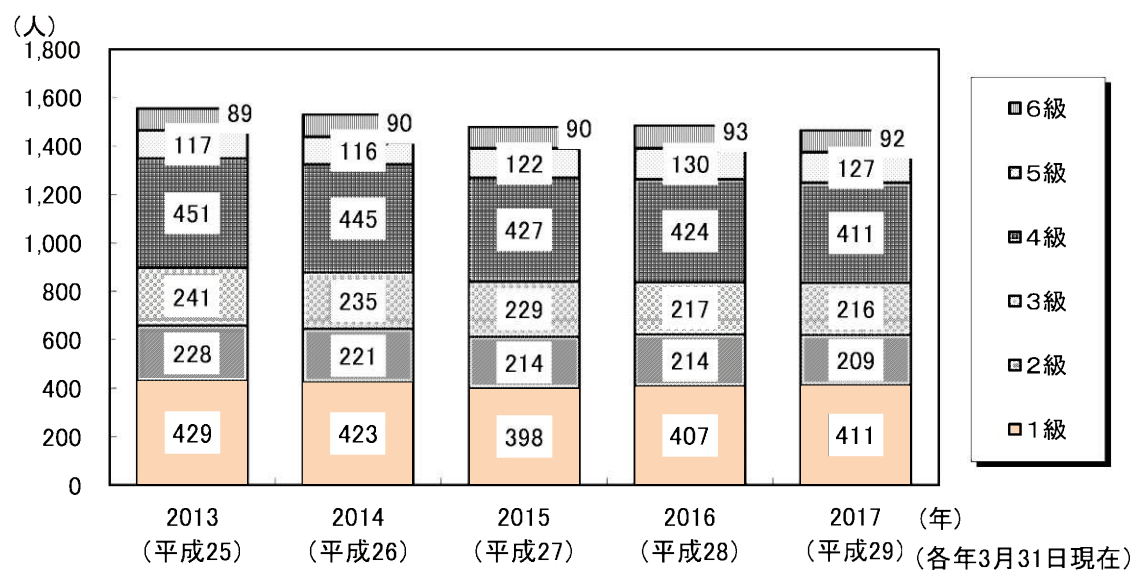
本市の身体障害者手帳所持者は、2017（平成 29）年 3 月 31 日現在 1,466 人で、2013（平成 25）年以降、やや減少傾向にあります。

年齢階層別にみると「65 歳以上」の高齢者の割合が高く、2017（平成 29）年は 1,064 人で全体の 72.6%を占めています。



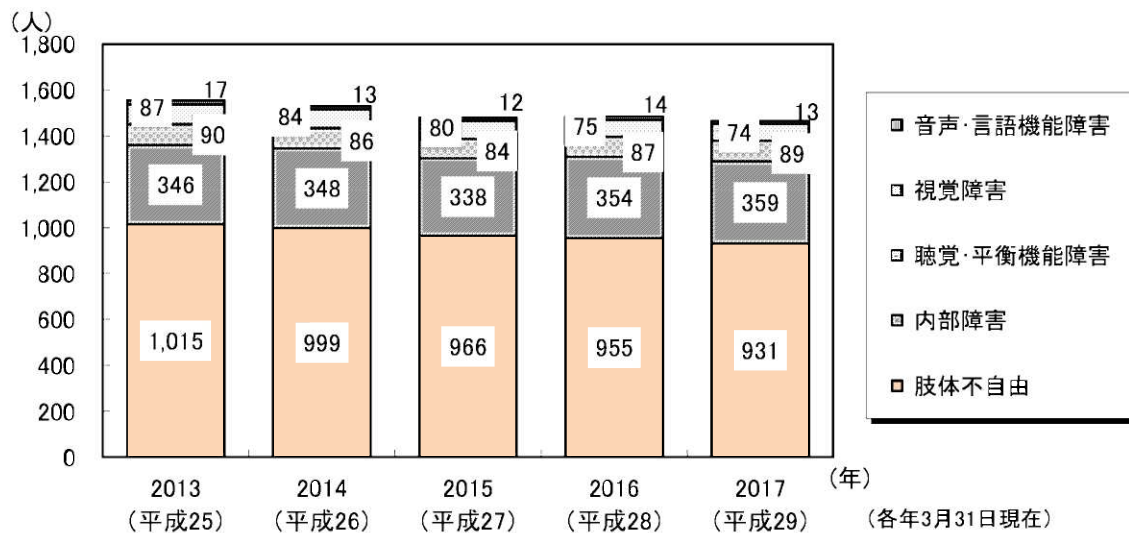
②等級別

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、2017（平成 29）年は「1 級」及び「4 級」が最も多く、それぞれ 411 人で 28.0%を占めています。また、1 級及び 2 級を合わせた重度障害者は、620 人で全体の 42.3%となっています。



③障害種別

障害種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、2017（平成 29）年は 931 人で全体の 63.5% を占めています。また、「内部障害」は 2013（平成 25）年から 2017（平成 29）年にかけて 3.6% 増加しています。

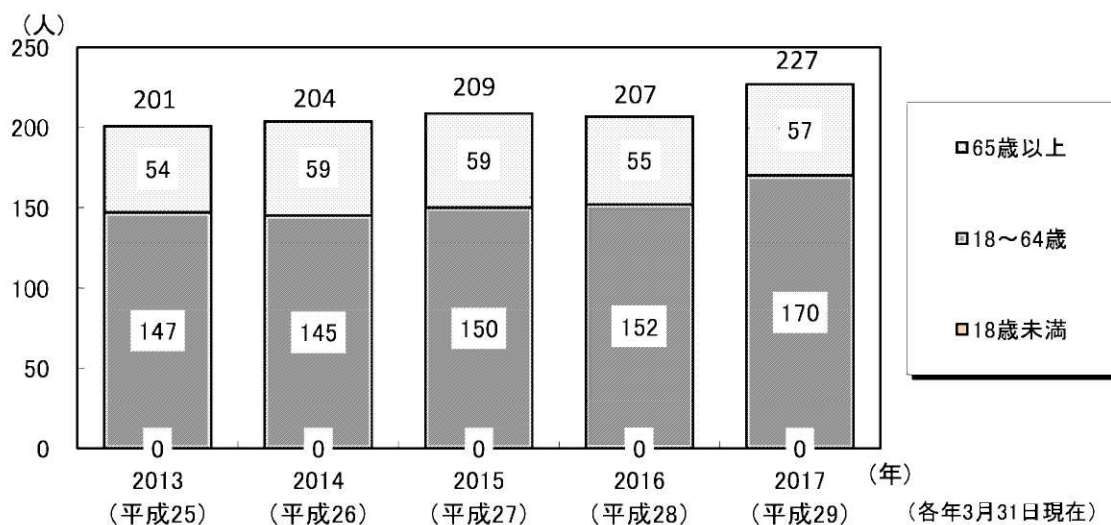


資料：社会福祉課

(2) 精神障害者の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者(年齢階層別)

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、2017（平成 29）年 3 月 31 日現在 227 人です。2013（平成 25）年から 2017（平成 29）年にかけて、26 人(12.9%)増加しています。年齢階層別にみると、2017（平成 29）年は、18～64 歳が 170 人で、74.9%を占めています。

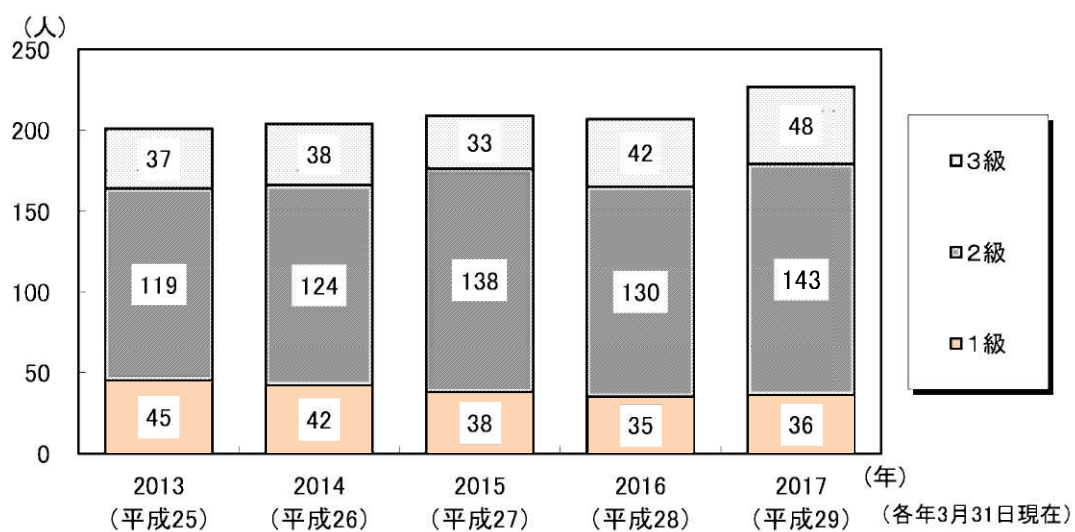


資料：社会福祉課

②精神障害者保健福祉手帳所持者(等級別)

等級別にみると「2級」が多く、2017（平成29）年は143人(63.0%)となっています。

「1級」がやや減少しているのに対して、「2級」及び「3級」は増加傾向にあります。

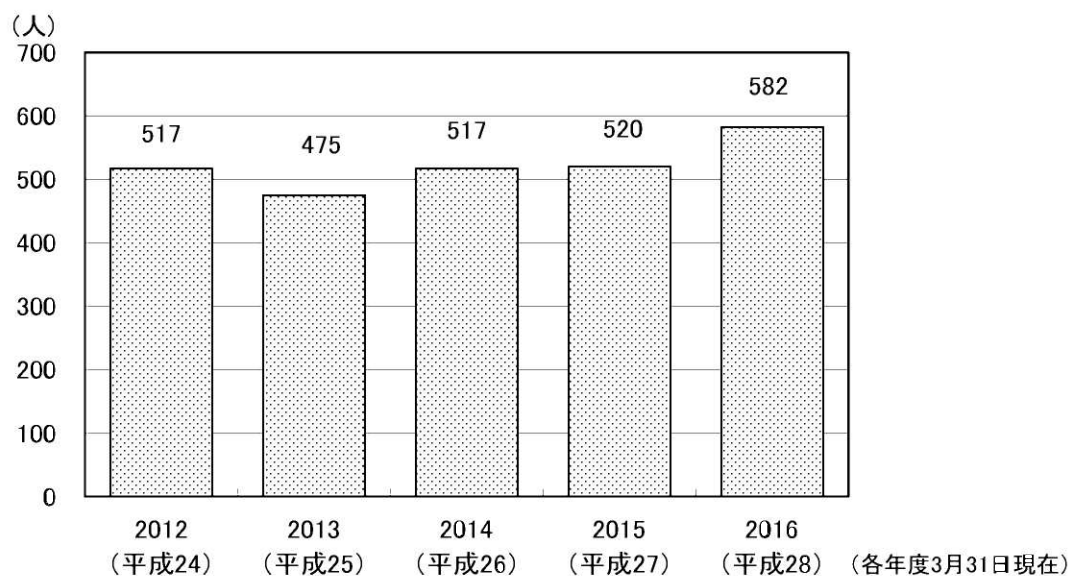


資料：社会福祉課

③自立支援医療費（精神通院医療）申請者

自立支援医療費の申請者数は、2016（平成28）年度は582人でした。

推移を見ると、2013（平成25）年度以降やや増加傾向にあります。



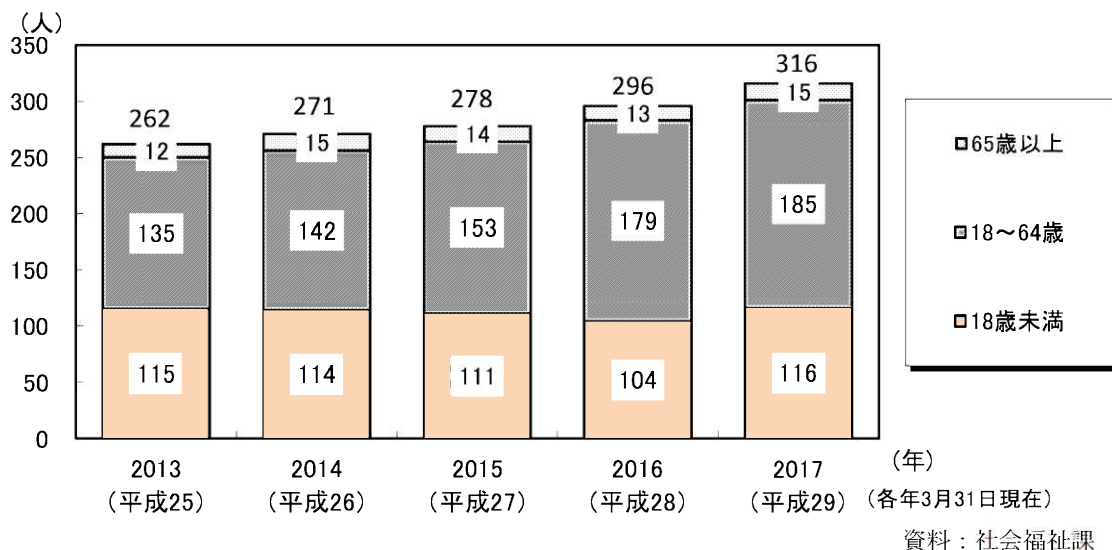
資料：社会福祉課

(3) 療育手帳所持者の状況

①年齢階層別

本市の療育手帳所持者は、2017（平成 29）年 3 月 31 日現在 316 人で、2013（平成 25）年の 262 人から 54 人(20.6%)増加しています。

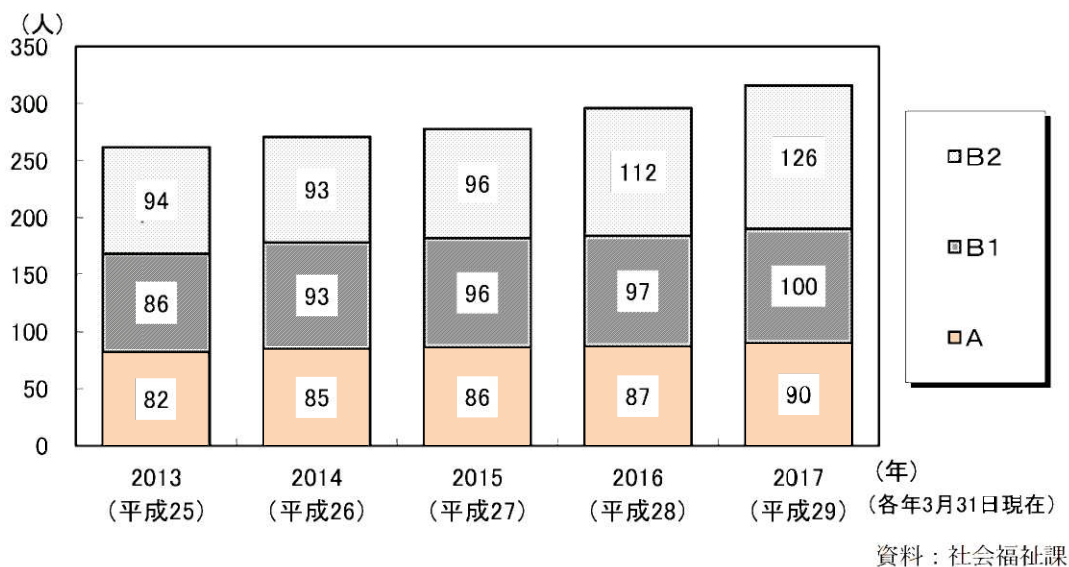
年齢階層別にみると、18～64 歳が 2017（平成 29）年は 185 人で 58.5%を占めています。



②判定別

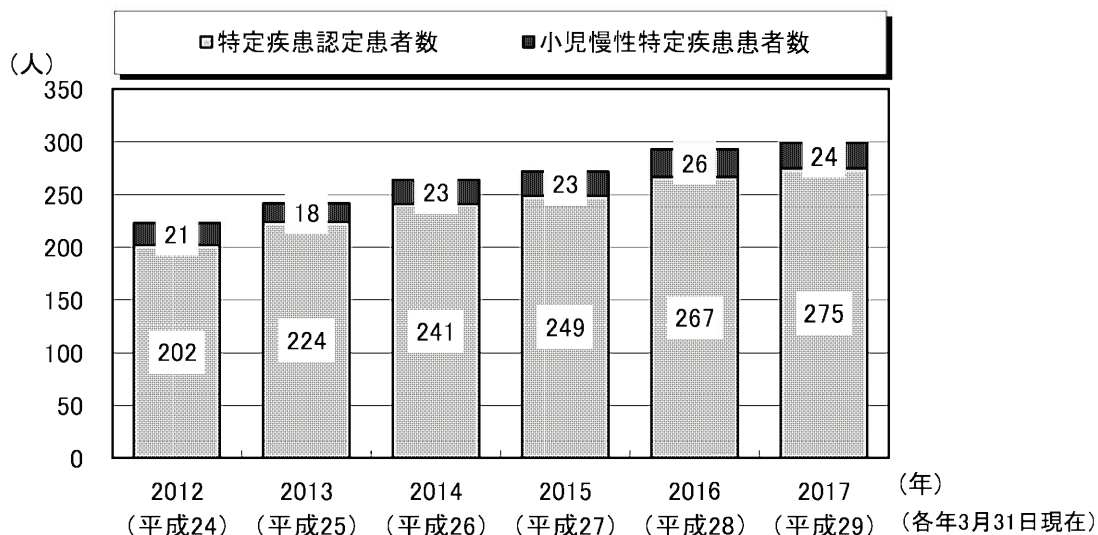
療育手帳所持者を判定別にみると、「B 2」が多く、2017（平成 29）年は 126 人(39.9%)となっています。

また、「B 2」は 2013（平成 25）年から 2017（平成 29）年にかけて、32 人(34.0%)増加しています。



(4) 難病患者等の状況

本市の指定難病（2014（平成 26）年以前は特定疾患）患者は、2017（平成 29）年 3 月 31 日現在 275 人、小児慢性特定疾病（2014（平成 26）年以前は小児慢性特定疾患）児童等は 24 人で、どちらも増加傾向にあります。



資料：加東健康福祉事務所

(5) 障害支援区分認定者の状況

①認定者数の推移

本市の障害支援区分認定者(支給決定者)は、2016（平成 28）年度は 44 人で、身体障害者 14 人、知的障害者 20 人、精神障害者 10 人となっています。

		2014 (平成26)年度	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度
身体	居宅	3	10	11
	施設	7	12	3
	計	10	22	14
知的	居宅	14	18	7
	施設	8	11	13
	計	22	29	20
精神	居宅	1	14	10
	施設	0	0	0
	計	1	14	10
計	居宅	18	42	28
	施設	15	23	16
	計	33	65	44

資料：社会福祉課

②認定区分別人数の内訳

2016（平成 28）年度支給決定者の区分別の人数をみると、身体障害者は区分 6、知的障害者は区分 5、精神障害者は区分 3、4 がそれぞれ最も多くなっています。

	身体	知的	精神
区分 1	0	0	0
区分 2	0	0	2
区分 3	4	1	4
区分 4	2	5	4
区分 5	0	8	0
区分 6	8	6	0
計	14	20	10

資料：社会福祉課

3. 就学等の状況

(1) 認定こども園・幼稚園等の状況

2017（平成 29）年 4 月 1 日現在、特別な支援を必要とする児童の在籍状況は、保育所 69 人、認定こども園 80 人、幼稚園 23 人となっています。

（単位：人） 各年 4 月 1 日現在

		2015 (平成 27) 年	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年
認定こども園 (9 園)	在籍児数	152	730	862
	対象児数	29	110	80
	加配保育士数	2	14	13
保育所 (6 所)	在籍児数	1,022	439	334
	対象児数	153	64	69
	加配保育士数	20	5	5
幼稚園 (3 園)	在籍児数	140	142	128
	対象児数	4	4	23
	加配数 (KA)	3	3	2

資料：学校教育課・子育て支援課・
兵庫教育大学附属幼稚園

(2) 通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数

通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数が、全児童・生徒数に占める割合は、2015（平成 27）年度以降増加傾向にあります。

各年 3 月現在

		2015 (平成 27) 年	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年
小学校	人 数	111	120	203
	全児童に占める割合	5.0%	5.5%	9.2%
中学校	人 数	16	51	53
	全生徒に占める割合	1.2%	3.7%	4.0%

資料：学校教育課・兵庫教育大学
附属小学校・附属中学校

(3) 特別支援学級の状況

特別支援学級の学級数は、2017（平成 29）年 4 月現在、小学校 17 学級、中学校 6 学級となっています。

障害の種別にみると、「自閉・情緒障害」は、小学校では学級数、児童数とも増加しています。

■特別支援学級の状況 1

(児童・生徒数：人) 各年 4 月現在

		2015 (平成 27) 年	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年
小学校	学校数	10	10	10
	設置校数	8	7	8
	学級数	15	16	17
	児童数	48	52	57
中学校	学校数	4	4	4
	設置校数	3	3	3
	学級数	9	7	6
	生徒数	31	26	20

資料：学校教育課・兵庫教育大学
附属小学校・附属中学校

■特別支援学級の状況 2

(児童・生徒数：人) 各年 4 月現在

			2015 (平成27) 年	2016 (平成28) 年	2017 (平成29) 年
知的障害	小学校	学級数	7	6	7
		児童数	23	20	23
	中学校	学級数	4	3	3
		生徒数	24	21	14
自閉・情緒障害	小学校	学級数	7	7	8
		児童数	24	28	31
	中学校	学級数	3	2	2
		生徒数	5	3	5
難聴	小学校	学級数	1	1	1
		児童数	1	1	1
	中学校	学級数	0	0	0
		生徒数	0	0	0
肢体不自由	小学校	学級数	0	2	1
		児童数	0	3	2
	中学校	学級数	2	2	1
		生徒数	2	2	1

(4) 通級指導の状況

2017（平成 29）年 4 月現在、通級指導教室は、小学校に 1 教室、中学校に 1 教室あります。

（単位：人） 各年 4 月現在

		2015 (平成 27) 年	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年
LD / ADHD 等	教室数	—	—	2
	対象人数	—	—	17

資料：社会福祉課

(5) 特別支援学校の状況

2017（平成 29）年 10 月 1 日現在、特別支援学校の在籍状況は、次のとおりです。

（単位：人）

学校名	小学部	中学部	高等部	合計
県立北はりま特別支援学校	5	9	22	36
県立姫路聴覚特別支援学校	0	0	1	1
県立高等特別支援学校			3	3

資料：教育総務課

4. 雇用・就労の状況

○ 民間企業における雇用状況

兵庫県内の民間企業における障害者の雇用状況をみると、実雇用率は、2011（平成 23）年から 2016（平成 28）年までの間に、1.72%から 1.97%に上昇しています。

また、法定雇用率達成企業の割合は、2016（平成 28）年 6 月 1 日時点で 51.9%となっています。

本市における障害者の就労に関する相談は、毎年一定の割合で相談がありますが、一般就労につながる人数は少ない状況です。

■兵庫県内の民間企業における雇用状況

（各年 6 月 1 日現在）

	企業数 (企業)	雇用状況			雇用率達成 企業の割合 (%)
		算定基礎労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	
2011(平成23)年	2,681	637,596.5	10,938.5	1.72	52.3
2012(平成24)年	2,698	638,360.0	11,397.5	1.79	54.0
2013(平成25)年	3,011	657,702.0	12,072.5	1.84	47.4
2014(平成26)年	3,010	663,129.5	12,608.5	1.90	49.1
2015(平成27)年	3,069	675,093.0	13,266.5	1.97	51.8
2016(平成28)年	3,078	680,229.0	13,396.5	1.97	51.9
合 計	17,547	3,952,110.0	73,680.0	1.86	52.3

資料：兵庫労働局

■就労に関する相談対応件数

相談先区分	2014 (平成 26)年度	2015 (平成 27)年度	2016 (平成 28)年度
加東市社会福祉課	195	129	173
加東市障害者相談支援センター	130	75	86
北播磨障害者就労・生活支援センター	159	122	168

資料：社会福祉課

■相談支援により一般就労につながった人

区 分	2014 (平成 26)年度	2015 (平成 27)年度	2016 (平成 28)年度
特別支援学校から	1	2	0
障害福祉サービスから	3	2	2
北播磨障害者就労・生活支援センターから	2	2	3

資料：社会福祉課